

戸籍に氏名のフリガナが記載されます

令和7年5月26日の改正戸籍法施行により、戸籍に氏名のフリガナが記載されます。本籍地の市区町村より、戸籍に記載される予定のフリガナが郵送で通知されますので誤りがないか記載内容をご確認ください。

フリガナが正しい場合は届出の必要はありません。誤りがある場合は届出が必要です。

届出方法

- ・マイナポータルからのオンライン届出
- ・市区町村窓口へ届出（本籍地以外でも届出可能です。）
- ・本籍地へ郵送による届出（本籍地に限ります。郵便代は郵送者負担となります。）

法務省コールセンター

戸籍へのフリガナ記載制度について、専用コールセンターが設置されています。

- ・電話番号：0570-05-0310
- ・開設時期：令和7年5月26日～令和8年5月26日
※土曜、日曜、祝日、年末年始（令和7年12月30日～令和8年1月3日）は除く。
- ・開設時間：午前8時30分から午後5時15分まで

詐欺にご注意ください

戸籍のフリガナ届出に便乗した詐欺にご注意ください。

- ・届出に手数料はかかりません。
- ・届出をしなかったとしても、罰則や罰金はありません。
- ・届出のために金融機関の口座番号をお聞きすることはありません。

お問合せ先

町民課戸籍保険係 電話番号：0241-69-1133

戸籍に記載する予定のフリガナの通知が届きます

戸籍に記載される振り仮名の通知書

誤っている場合は
必ず届出をしてください

届出をしなくても、令和8年5月28日以降にこの通知に記載された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。

本籍	〇〇県〇〇市〇〇12345番
【氏のフリガナ】	
氏	法 務
フリガナ	ホウム
氏のフリガナの届出が可能の方	法務 太郎 様のみ

【名のフリガナ】

①	名	太 郎
	フリガナ	タロウ
②	名	京 子
	フリガナ	キョウコ
③	名	正
	フリガナ	タダシ
④	名	ゆり
	フリガナ	ユリ
名のフリガナの届出が可能の方		①～④の方が個別に届出可能です。 (東武平巻については、異動者からの届出も可能です。)

正しい場合は、届出をしなくても通知のとおり戸籍に記載されるから安心だよ！



戸籍フリガナ記載までの流れ

①本籍地の市町村から、戸籍に記載される予定の氏名のフリガナの通知が郵送で届きます。

(下郷町に本籍がある場合→令和7年8月上旬通知予定)



②通知されたフリガナに誤りがないか確認してください。



誤りがない場合

→届出は不要です。



誤りがある場合

→正しいフリガナを
届出してください。



③戸籍にフリガナが記載されます。

※令和8年5月26日以降、

市区町村長の職権で②で通知したフリガナが記載されます。

氏や名のフリガナの届出は、
マイナポータルを利用したオンライン
での届出を推奨しています！

通知されたフリガナに間違いが
なければ、届出は不要です。

